

## 長久手市就学援助費事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、長久手市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、長久手市に住所を有し、又は区域外就学により、長久手市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する者から長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めたもの（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 長久手市税条例（昭和37年条例第2号。以下「市税条例」という。）第24条に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 市税条例第51条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 愛知県県税条例（昭和25年条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 市税条例第71条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ) 長久手市国民健康保険税条例（昭和44年条例第10号）第25条に基づく国民健康保険税の減免
- (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 経済的に困窮していると認められる者

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次の費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(2) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに直接必要な交通費、宿泊費及び見学科等

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、

カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き) 又はその購入費

(5) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(6) 生徒会費

中学校の生徒会費として保護者が負担することとなる額

(7) P T A 会費

小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として保護者が負担することとなる額

(8) 卒業アルバム代等

小学校又は中学校において、卒業アルバム代等として保護者が負担することとなる額

(9) オンライン学習通信費

児童又は生徒が家庭での学習に必要とする通信費

2 生活保護法第 1 3 条の規定による教育扶助受給者には、前項(1)、(2)及び(5)から(9)までの費目、同法第 1 2 条の規定による生活扶助受給者には(4)の費目については支給しない。

(援助の申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、「就学援助受給申請書 (以下「申請書」という。)」(様式第 1 号)に、証明書等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

(認定)

第 5 条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定する。

2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員や福祉課等の長の意見を求めることができる。

(認定の通知)

第 6 条 教育委員会は、認定終了後、「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票 (様式第 2 号)」の 1 部を認定台帳として教育委員会に保管し、残りの 1 部を校長に送付してその結果を通知する。

2 教育委員会は、要保護者等の個人ごとの支給額 (実費を給与するものにつ

いては、確定までの予定額)を決定したのち「就学援助費支給計画通知書(以下「支給計画書」という。)(様式第3号)を作成し、速やかに当該要保護者等の通学する学校の校長に通知するとともに、当該保護者にその結果を通知する。

(就学援助費の支給方法)

第7条 援助費の支給方法は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が第3条に規定する学校諸費用を滞納している場合又は校長が保護者から受領等について委任を受けた場合は、援助費の支給を学校長への振込みにより行うことができる。

(支給の時期)

第8条 援助費の支給時期は、次によるものとする。

- (1) 学用品費等 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月
- (2) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 額の確定後速やかに支給
- (3) 修学旅行費 額の確定後速やかに支給
- (4) 新入学児童生徒学用品費 5月末日又は入学年度開始前の1月末日までに支給
- (5) 学校給食費 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月
- (6) 生徒会費 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月
- (7) P T A会費 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月
- (8) 卒業アルバム代等 3月末日までに支給
- (9) オンライン学習通信費 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月

(年度途中の認定及び取消し)

第9条 転入学者又は災害等により年度の中途において要保護等の認定を必要とする者については、第4条から第6条までの例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

2 年度中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合には、認定を取り消すものとする。なお、年度中途の認定又は取消しを受けた者の支給額は、別に定める。

(補助機関)

第10条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、教育委員会が作成した支給計画書に基づき援助費を支給する。
- (2) 校長は、「就学援助費個人支給明細書（以下「支給明細書」という。様式第4号）を作成し、支給の都度整理する。
- (3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類を教育委員会に提出し、その確認を受ける。
- (4) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、保護者又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

昭和55年3月4日長久手町教育委員会決定の就学援助費に係る要保護、準要保護者の認定については、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。